

京都市学生消防団活動認証制度実施要綱

(制 定 平成27年3月31日発消庶第127号)

(最終改正 令和3年3月5日発消団第156号)

(目的)

第1条 この要綱は、大学、短期大学、大学院又は専門学校（以下「大学等」という。）に通学しながら、真摯かつ継続的に本市の消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した大学生等（大学等に通学する者又は卒業して3年以内の者をいう。以下同じ。）について、その功績を認証するための制度（以下「認証制度」という。）について必要な事項を定め、その認証をもって大学生等の就職活動を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 認証制度の対象者（以下「認証対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市の消防団員で、大学等の在学中に本市の消防団員として1年以上勤務し、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した大学生等
- (2) 消防団長（以下「団長」という。）が、大学等の在学中における本市の消防団員としての活動について、特に優れた功績があると認めた大学生等

(推薦)

第3条 大学生等のうち、次項の規定による推薦を希望する者は、所属し、又は所属した消防団の団長に認証推薦依頼書（第1号様式）を提出するものとする。

- 2 団長は、前項の大学生等が認証対象者であると認めたときは、認証推薦書（第2号様式）によって市長に推薦するものとする。

(審査)

第4条 市長は、前条の規定による推薦があったときは、速やかにその内容を審査し、結果を審査結果通知書（第3号様式）により団長に通知しなければならない。

- 2 市長は、団長に対し、審査に必要な書類の提出を求めることがある。

(認証状等の交付)

第5条 市長は、その功績を認証した大学生等（以下「被認証者」という。）に対し、京都市学生消防団活動認証状（第4号様式。以下「認証状」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、被認証者から申請があったときは、認証状に代えて企業に提出するための京都市学生消防団活動証明書（第5号様式。以下「証明書」という。）を交付することができる。
- 3 前項の申請は、京都市学生消防団活動証明書交付申請書（第6号様式）により行うものとする。

(認証の取消し)

第6条 市長は、被認証者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 刑事事件に関して起訴されたとき。

- (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があったとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められるとき。
- (4) その他認証を取り消すことが適当と認めたとき。

2 市長は、認証を取り消したときは、既に交付した認証状及び証明書を直ちに返却するよう求めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。